

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：東京大学で学ぶにふさわしい資質・能力を有する全ての者に門戸を開き、多くの優秀な人材を受け入れる。)

- ・ 多様な人材を国内外から積極的に受け入れるため、女子学生や留学生の増加に向けた取組を継続する。また、英語で学位が取得できる学部及び大学院のコースにおいて、優秀な留学生の獲得や円滑な受入れを着実に実施する。
- ・ 入学時期の在り方に関する懇談会の提言を踏まえ、必要に応じ、関係他大学や企業等と連携を図りつつ、学内における検討を進める。

(中期目標：前期及び後期の学士課程を通じ、幅広い教養や総合的判断力等の資質・能力の涵養を図るとともに、専門分野の基礎と社会性を身に付けた人材を育成する。)

- ・ 前期課程と後期課程の円滑な接続に留意しつつ、進学振分け制度を適切に運用するとともに、学生の履修動向や成績分布等を把握・分析し、進学振分けの基準・尺度を評価・検討する体制を構築する。
- ・ 各学部において、前期課程との関連及び専門分野の特質を踏まえつつ、学生が達成すべき具体的な学習成果の明確化を進める。
- ・ 多様な体験の機会を学生に提供するため、インターンシップ情報の収集及び提供、学生の交流を促進するためのスペースの確保に努めるとともに、ボランティアなどの体験活動の支援の在り方を引き続き検討する。また、日本人学生と留学生の各種交流プログラムを充実させる。

(中期目標：総合研究大学として、大学院課程を通じ、未踏の領域に果敢に挑戦する開拓者精神に富み国際的に活躍できる研究者、高度専門職業人等、社会の先頭に立つ人材を育成する。)

- ・ 修士課程では、専門性を深め、幅広い分野の知識の習得を可能とするプログラムを提供するとともに、大学院教育における博士論文研究基礎力審査(QE)の導入について検討する。
- ・ 博士課程では、公正・透明な学位審査体制を維持し、博士学位の質を確保しつつ授与を促進する。
- ・ 専門職学位課程では、国内外で活躍しうる高度専門職業人を着実に育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(中期目標：学問や社会の変化に対応して教育体制を見直し、優れた教員を適切に配置するとともに、その教育力を向上させる。)

- ・ 学部等の固有の教育カリキュラムに加えて、学際的あるいは分野融合的なプログラムである部局横断型教育プログラムを充実させる。
- ・ 各学科・専攻等の教育目的を達成するため、学問分野や特性に応じた必要な数の教員を配置する。
- ・ 社会の要請に対応する教育内容を提供するとともに、社会人の受入れ体制を充実させるため、社会人特別選抜、長期履修学生制度を活用する。
- ・ 優れた人材を教育支援者として配置するため、ティーチング・アシスタント(TA)の積極的な活用について検討する。
- ・ 教育改善活動を支援する体制の充実や、総合研究大学としての特質を踏まえたファカルティ・ディベロップメントの在り方について検討する。また、教員評価制度の指針に基づき部局における教

員評価の円滑な実施及び運用改善を推進する。

- ・ 学生生活実態調査及び大学教育の達成度調査等を実施し、その結果を教育活動の点検・改善に活用する。

**(中期目標：多様な教育方法に対応し、学生の主体的な学習を支援できるよう、教育環境の基盤的整備を進める。)**

- ・ 学習・研究環境の改善のため、図書館等の充実を図るとともに、バリアフリー、課外活動促進等のための改善策について、可能なものから順次実施する。また、教養教育の更なる推進のため、アクティブラーニング空間としての駒場キャンパス「理想の教育棟」の整備を推進する。
- ・ 「UT Open Course Ware」(UTOCW)及び「TODAITV」を充実させるとともに、教育情報の公表を円滑に進める。

**(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置**

**(中期目標：学習支援や学生生活に伴う各種の相談に応ずる体制を整備し、多様な学生に対するきめ細やかな支援を行う。)**

- ・ 学部前期課程では、能動的な学習環境の整備、上級生によるピアアドバイジング制度の拡充、進学情報センターや初年次活動センターにおける学生支援等により、学生の主体的な学習や、適切な科目履修のための支援を充実させる。
- ・ 学生や教職員、保護者を対象とした学生のメンタルヘルス等に関する取組や発達障害のある学生等への支援を充実させる。
- ・ 日本人学生及び外国人留学生のキャリア相談体制の充実、卒業生による業界研究会等の開催並びに留学生OBネットワークの構築を図り、キャリア形成支援を促進する。また、卒業生に対する生涯学習プログラムを本格実施する。

**(中期目標：有為な人材の育成と教育の機会均等を確保するため、学生の経済的支援を充実する。)**

- ・ 大学独自の奨学制度を含め、既存の経済支援を実施するとともに、寄附金等による新たな仕組みの検討や既存事業の見直しを行う。
- ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災により授業料等の納付が困難となった学生に対し、経済的理由により修学を断念することがないよう、授業料免除等の経済的支援に関する制度の充実を図る。
- ・ 国際宿舎の実施計画(目白台、新豊島)の作成に着手するとともに、不足する居室等について、活用可能な民間等の借上げ物件の確保に努める。

## **2 研究に関する目標を達成するための措置**

**(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置**

**(中期目標：総合研究大学として、人文学・社会科学から自然科学に至るまで多様な分野で世界最高水準の研究を実施する。)**

- ・ 全学的研究環境の整備等により、基礎的・基盤的研究、先端的研究、学際的・学融合的研究を着実に推進する。また、国際高等研究所IPMUの恒久化の支援を行うなど、一層の充実を図るとともに、最先端研究開発プログラムについて、中心研究者等を支援する。
- ・ 共同利用・共同研究拠点では、制度の趣旨を踏まえ、継続的・安定的な運営体制の下、各分野の学術研究を効率的・効果的に推進する。
- ・ 分野横断型、課題解決型研究の更なる充実を図るため、総長室総括委員会の下の研究機構等について、適切な評価を実施するなど、その活動を促進する。

**(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置**

(中期目標：研究の多様性を堅持しつつ、適正かつ機動的な教員配置に努め、研究環境の整備を推進する。)

- ・ 総長裁量枠、教員採用可能数再配分システム枠及び科学技術人材育成費補助金事業を活用し、研究の多様性維持に充分配慮しつつ、配分や女性研究者の養成促進を行う。
- ・ 優秀な若手研究者のポスト確保及び人材流動性の向上のため、年俸制教授ポストの運用を実施していく。
- ・ リサーチ・アドミニストレーターの実行配置等を実施し、当該職種・職域の確立に向けた取組を進める。リサーチ・アシスタントについては、国のプロジェクト制度を積極的に活用しつつ、維持・拡充を図っていく。
- ・ 間接経費等を適切に活用しつつ、全学的な研究環境の維持・向上を図る。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

(中期目標：社会との連携を通じ、我が国の社会及び国際社会の持続的発展に貢献する。)

- ・ 「政策ビジョン研究センター」等において、課題解決が急がれる社会の諸問題に関し、政策提言を行う。
- ・ 「Proprius21」のスキームによる国内外の企業との連携や、UCR プロポーザルの充実等を通じて、知的創造サイクルを活性化させるとともに、共同契約業務等の更なる最適化、効率化を図るため、規則・契約書雛形類の見直し、契約業務管理システムの機能強化を行う。また、起業文化の更なる醸成に向けて、大学発ベンチャーの成功ロールモデルに係る情報発信を行う。
- ・ 「テクノロジー・リエゾン・フェロー研修制度」により、地方自治体等公的機関の職員を対象とした研修を実施する。また、起業家教育の更なる充実を図る。

(中期目標：社会に開かれた大学として、大学の知に対する社会的ニーズに応えるとともに、その普及・浸透に貢献する。)

- ・ 本学の教育・研究成果を発信する「Todai Research」の学術情報コンテンツの充実を行う。また、社会人向けプログラム等を活用し、教育を通じた社会連携を推進する。
- ・ 大学発教育支援コンソーシアム推進機構は、学内外に築いた初等中等教育支援のネットワークや、開発した教材・コンテンツ等を活用し、教員研修の支援等を行うことで、初等中等教育の質の改善に寄与する。
- ・ 所蔵する学術標本・図書・史料等を、良好な保全・管理状態に置くために、修復・保全等の整備を進めるとともに、電子化資料の一般公開を進め、資料の保全と同時に社会への情報発信を推進する。
- ・ 東京大学機関リポジトリの拡充及び総合研究博物館やその他の学内博物館の展示公開等を通じて、教育機関をはじめ広く社会一般が東京大学の知に触れる機会を増進する。

#### (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究の国際化を推進し、我が国の世界的存在感を高めるとともに、国際協力関係を醸成し、人類社会に貢献する。)

- ・ 国際化を推進するために、「東京大学国際化長期構想」のフォローアップを継続する。各オフィス間の連携を強化し、国際センターのサービスを充実させる。
- ・ 英語で学位が取得できる学部及び大学院コースの整備・充実を図る。また、優秀な外国人留学生の受入れを促進するため、北京代表所、インド事務所等の海外拠点等を活用し、積極的なリクルー

ディング活動を展開する。

- ・ 外国人留学生・研究者に対する日本語教育等の支援を強化・拡充するとともに、本学の日本人学生を留学生の日本語学習支援者として育成し、教育活動に参画させるための仕組みを強化する。
- ・ 教育の国際化の推進に向け、英語力の強化策など必要な方策について検討を行う。また、休学留学における履修単位の取扱いについて検討する。
- ・ 日本人学生の海外留学等の着実な増加を推進するため、説明会の開催やウェブサイトの充実など海外留学情報提供の強化を図る。また、日本人学生と外国人留学生等との交流を推進するため、日本人学生と留学生によるセミナー等の実施を支援する。

**(中期目標：世界に開かれた大学にふさわしい教育研究環境を充実させる。)**

- ・ 二国間の学長会議や国際大学連合への参画などを通じて、国際的な連携を強化するとともに、インド事務所等、既存の海外拠点の活動基盤を強化する。
- ・ 外国人教員・研究者の雇用を推進するため、ハウジングオフィスを通じた情報発信の充実を図るとともに、雇用関係書類等の英文化を進める。
- ・ 国際化に対応した業務体制の充実に向け、国際業務対応能力向上のための研修等を実施する。

### **(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置**

**(中期目標：大学病院としての医療の質の向上を図り、良質な医療人の養成、先端医療開発を推進しつつ、適切な運営基盤を確保する。)**

- ・ HOMAS を用いた疾患別原価計算のルーチン化を図り、病院マネジメント機能の一層の向上を図る。
- ・ 国際診療部の設置に向けた課題を検討する。
- ・ 災害医療マネジメント部を設置し、危機管理体制の整備を図る。
- ・ Phase I ユニット、認知症ボードの新設により、早期・探索的臨床試験拠点の整備を図る。
- ・ 全退院患者を対象とした患者アンケートを実施し、医療の質の評価を行い、医療の質の更なる向上を図る。
- ・ 先端医療、緩和医療を中心に、地域密着型支援体制も視野に拠点病院として展開する。
- ・ 研修医の評価や要望を継続的に調査し、プログラムの改善を図る。
- ・ 多職種連携を基盤とした医療人育成に取り組む。

### **(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置**

**(中期目標：附属学校の設置目的を踏まえた教育研究の在り方を示し、中等教育学校のモデル校としての役割を果たす。)**

- ・ 教育学研究科との連携による共同研究を推進する。双生児研究については、引き続きデータベースの構築など研究体制の整備・充実を図る。
- ・ 教育施設設備計画に基づき、総合運動施設の建設に着手するとともに、施設の中期的なメンテナンス計画を検討する。

## **II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

### **1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置**

**(中期目標：総長のリーダーシップの下、各部局の自律性を活かして全学的な協調を図り、活力ある組織運営を行う体制をつくる。)**

- ・ 「行動シナリオ」について、進捗状況を検証するとともに、その結果を踏まえ、必要な改訂を行う。
- ・ 総長裁量経費を確保し、総長のイニシアチブによる教育研究事業を実施する。また、各部局の採

用可能な人員数の見直しを通じて、総長裁量枠及び教員採用可能数学内再配分システム枠の資源を確保し、優先順位に従い再配分を実施する。

(中期目標：組織を支える教職員の力が最大限発揮される環境を整備する。)

- ・ 学術支援職員の年俸制給与の運用など、雇用条件等の改善と柔軟な運用により、優秀な人材を確保する。
- ・ 総長裁量枠や科学技術人材育成費補助金事業を活用し、理学系・工学系・農学系分野の女性研究者の採用を促進する。
- ・ 教員評価制度運用指針に基づき、各部局において学術領域の特性等を踏まえた教員評価を推進する。
- ・ 職員の能力開発体制の強化を図るため、人材育成の推進体制に関する基本方針を定め、研修や自己啓発等の取組を推進する。

## 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(中期目標：既存の業務の見直しの徹底、システム化等を通じ、事務の効率化・合理化を進める。)

- ・ 組織の在り方や業務改革等に関する検討を踏まえ、業務の見直し、効率化を推進する。
- ・ 情報システムの全体最適化に向け、統合認証環境の構築準備を進めるとともに本部内業務システムに関連する業務プロセス見える化作業を順次実施する。

## III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 資金の安定確保に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究等の質の向上を目指し、必要な収入を確保する。)

- ・ 既存の自己収入について、管理運営コスト等を踏まえ料金を見直し、適切な水準となるよう設定するとともに、新たな自己収入の開拓に向けた検討を進め、順次実施する。
- ・ 病院収入の増加に関し、診療報酬改定の内容を精査し増収に努めるとともに、地域医療連携室の活動等を通じて、患者数の確保に努める。また、DPC（診断群分類別包括評価）の適切なコーディングによる請求漏れ防止に努める。
- ・ 詳細な資金繰り計画の作成に努め、頻度の高い短期運用を行うとともに、長期運用計画に基づき安全性と効率性を考慮した長期運用を行う。
- ・ 外部資金の公募、新規事業の開始、制度の改正等に関する情報を外部資金ポータルサイト等に掲載し、学内への迅速かつ的確な情報提供を推進する。
- ・ 長期目標である TODAI2000 の達成に向けて、寄附者が寄附しやすい環境を整えるとともに、卒業生、企業等との連携をより一層強化する。

### 2 資金の効果的使用に関する目標を達成するための措置

(中期目標：学内資金を効果的に配分し、有効利用に取り組むとともに、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。)

- ・ 各教育研究分野の多様性と特性を踏まえ、基盤的経費の措置や間接経費等による教育研究環境の整備等、学内資金の効果的配分を行う。
- ・ 資金の有効利用を推進するため、より競争性・経済性の高い新たな調達方法（リバースオークション方式）を本格導入して全学展開を図るための整備を進める。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費の効果的な運用を図るために、学内の人件費の管理方法を見直す。</li> </ul>
<p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b>  (中期目標：資産の有効活用を推進する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細な資金繰り計画の作成に努め、頻度の高い短期運用を行うとともに、長期運用計画に基づき安全性と効率性を考慮した長期運用を行う。</li> <li>・ 学内共通貸付ガイドラインにより、学内施設の有効利用を推進するとともに、一時的に使用していない土地・建物等の不動産について貸付対象先の範囲の拡大を検討する。</li> </ul>
<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b>  (中期目標：世界最高水準の総合研究大学としてふさわしい自己点検・評価を実施し、結果を積極的に公表するとともに、大学運営の改善に資する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部局において自己点検・評価を進める。</li> <li>・ 学内外の教育研究情報等を収集・分析し、教育研究の質の向上や組織運営の改善・強化に資する。</li> </ul>
<p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</b>  (中期目標：東京大学が有する情報発信媒体の全てを活用し、教育研究の成果を国内外に広く発信する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「Todai Research」による学術情報コンテンツの充実、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用等により、教育研究活動等に関する社会に向けた情報発信を一層強化する。</li> <li>・ 海外からのアクセスを考慮し、海外向けコンテンツや留学生向け情報の拡充、英文広報誌「TANSEI」のWeb化など、ウェブサイト充実させる。</li> </ul>
<p><b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b>  (中期目標：世界最高水準の教育研究活動の展開を可能とするため、社会的課題に先導的に対応する良好なキャンパス環境整備を推進する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地区キャンパスの整備計画等を基に、PFI 事業も含め計画的にキャンパス・施設の整備を進める。</li> <li>・ 建物ごとの温室効果ガス排出量を踏まえ高効率化対策を行うとともに、電力危機対策と並行して節電のための運用改善を図り省エネルギー化及び低炭素化を進める。</li> <li>・ 安全・安心で快適なキャンパスの整備に向け、耐震診断法定外建物の診断について計画に基づき実施するとともに、バリアフリーについては緊急性の高いものから順次整備を推進する。</li> <li>・ 施設の有効活用を図る観点から、全学共同利用スペース（1,500 m<sup>2</sup>程度）を確保する。</li> </ul>
<p><b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b>  (中期目標：教育研究環境の安全衛生確保と緊急時対応のため、安全管理体制を整備する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ e-ラーニングを活用した安全教育・教習のためのコンテンツを充実させる。</li> <li>・ 危機対応時に迅速な把握及び的確な処理を行うため、これまでに発生した事案を基とした対応事例集を作成する。</li> <li>・ 学内で排出される廃棄物について、適正で計画的な処理・処分を推進する。</li> </ul> <p>(中期目標：事故、災害、環境汚染等の未然防止と被害の軽減に取り組むとともに、情報セキュリティの強化を推進する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に備えた連絡体制の強化に向け、部局と連携した防災訓練を実施する。また、東京都・文京</li> </ul>

区と帰宅困難者、備蓄について検討を行う。

- ・ 教職員に対する情報リテラシー及び情報セキュリティ研修を拡充する。また、コンピュータ利用ガイドライン等の中国語・韓国語化を行い、外国人留学生等に対する啓発を図る。

### 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

(中期目標：教育研究等の諸活動に関係する法令等の的確な遵守のための取組を推進する。)

- ・ 科学研究行動規範リーフレットを学部学生も対象とした内容に改訂し、学内構成員に広く配付する。また、研修等を通じて、構成員の法令遵守の意識の向上を図る。
- ・ ハラスメント防止のための対策と啓発活動等を引き続き実施する。
- ・ 研究費使用ルールの改善に向け、学内の要望を踏まえ、不正使用防止計画の改定を行う。
- ・ 東京大学薬品管理システム (UTCRIS) による適正な薬品管理を推進する。また、化学物質等の管理及び UTCRIS の取り扱いに関する講習会の開催等を通じて構成員の意識啓発を図る。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### 1. 短期借入金限度額

200億円

### 2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

1. 海洋研究所及び教育学部附属中等教育学校の土地の一部（東京都中野区南台一丁目 28-1 2,727.97 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
2. 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市山部 6,740.90 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
3. 大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所の土地の一部（静岡県湖西市新居字吹寄下 3,421.83 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
4. 大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林及び附属生態調和農学機構の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目 1 7,079.45 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
5. 旧二宮果樹園の土地の一部（神奈川県中郡二宮町中里字栗谷前 658-3 1,295.81 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
6. 検見川第二職員宿舎の隣接地（千葉県千葉市花見川区浪花町 1010 外 6,673.92 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
7. 大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の土地の全部（千葉県千葉市花見川区畑町 1487-1 外 47,139.17 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
8. 航空機（東京都目黒区駒場三丁目 8-17 1機）を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院における建物新営工事及び病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建築について、担保に供する。

また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建築について、担保に供する。

## IX 剰余金の使途

当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
<b>【施設整備費補助金】</b>	総額	施設整備費補助金 (5,944)
・（地震）総合研究棟施設整備事業（PFI）	7,691	大学資金 (844)
・（駒場Ⅱ）オープンラボラトリー施設整備事業（PFI）		船舶建造費補助金 (0)
・（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業（PFI）		長期借入金 (217)
・（駒場Ⅰ）駒場コミュニケーション・プラザ施設整備事業（PFI）		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (209)
・（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）（PFI）		民間出えん金（寄附） (0)
・（白金台）総合研究棟改修（医学系）		他機関補助金等 (477)
・（本郷他）災害復旧事業Ⅱ		
・（本郷）基幹・環境整備（自家発電設備）		
・（駒場）総合研究棟（教養教育）		
・設備費		
<b>【大学資金】</b>		
・（仮称）東京大学柏の葉駅前キャンパス棟整備事業		
・（中野）不用建物工作物撤去等		
・（豊島）新豊島国際学生宿舎（とりこわし）		
・（白山）小石川植物園圍障改修		
<b>【長期借入金】</b>		
・（医病）基幹環境整備（支障建物撤去等）		
・（医病）病棟（Ⅱ期）		
<b>【国立大学財務・経営センター施設費交付金】</b>		
・小規模改修		
<b>【他機関補助金等】</b>		
・（中野）教育学部附属中等教育学校体育館等整備		

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

#### (1) 雇用方針



- ・性別、年齢、国籍、障がいの有無等にとらわれない、教職員の多様性を促進し、能力・適性に合った雇用・人事を行う。
- ・国内外の優秀な人材を集め、研究の多様性を確保する。
- ・若手研究者の恒常的なポストの確保及び人材流動性の向上を図る。
- ・各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて、総長裁量枠及び教員採用可能数学内再配分システム枠の資源を確保し、優先順位に従い再配分を実施する。
- ・総長裁量枠や科学技術人材育成費補助金事業を活用し、特に理学系、農学系、工学系分野の女性研究者の採用を促進する。

(2) 人事育成方針

- ・職員の能力開発体制の強化を図るため、人材育成の推進体制に関する基本方針を定め、研修や自己啓発等の取組を推進する。

(3) 人材交流

- ・職員に関して、能力や専門性の向上を図るため、国内外の研修や出向の制度を活用する。

(参考1) 平成24年度の常勤職員数 6,242人  
 また、任期付職員数の見込みを 1,393人とする。

(参考2) 平成24年度の人件費総額見込 85,759百万円

### 3 災害復旧に関する計画

平成23年3月に発生した東日本大震災により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数